

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

令和5年6月27日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 追加日程 議員派遣の件
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（20名）

1 番 常世田 正 樹
3 番 菅 谷 道 晴
5 番 伊 場 哲 也
7 番 永 井 孝 佳
9 番 島 田 恒

2 番 伊 藤 春 美
4 番 戸 村 ひとみ
6 番 崎 山 華 英
8 番 井 田 孝
10 番 片 桐 文 夫

11番 遠藤保明
13番 宮内保
15番 宮澤芳雄
17番 向後悦世
19番 木内欽市

12番 林晴道
14番 飯嶋正利
16番 伊藤房代
18番 景山岩三郎
20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎
教育長 諸持耕太郎
行政改革推進課長 榎澤茂
企画政策課長 柴栄男
税務課長 向後秀敬
環境課長 高根浩司
健康づくり課長 飯島正寛
子育て支援課長 多田英子
商工観光課長 大八木利武
建設課長 齊藤孝一
会計管理者 小澤隆
上下水道課長 多田一徳
体育振興課長 金杉高春
農業委員会事務局長 戸葉正和

副市長 飯島茂
秘書広報課長 椎名実
総務課長 小倉直志
財政課長 山崎剛成
市民生活課長 江波戸政和
保険年金課長 高野久
社会福祉課長 向後利胤
高齢者福祉課長 椎名隆
農水産課長 池田勝紀
都市整備課長 飯島和則
消防長 伊東秀貴
生涯学習課長 伊藤弘行
監査委員局長 杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 金谷健二

開議 午前 10 時 0 分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第3号までと議案第26号から議案第30号までの8議案及び請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい

て、議案第26号、専決処分の承認についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月21日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため、執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

今回の8か月の学校給食費の無償化について、国からの交付金を充当するとのことだが、賄材料費の高騰が続いているが、給食自体の質は変わらないのかとの質疑では、給食の賄材料費については、当初予算で物価高騰分として約1割を上乗せしている。材料費を抑えるために、給食センターの栄養教諭が工夫している。給食には児童・生徒の栄養の摂取基準があるが、それを十分に満たした上で、子どもたちにおいしく食べてもらうためには、給食の質は下げられないとの答弁がありました。

市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金の対象児童・生徒の内訳はとの質疑では、旭市に住所を有し、市外の小・中学校に通っている子どもの人数の内訳は、市外の公立学校が36人、市外の私立が27人、特別支援学校が70人の合計133人との答弁がありました。

次に、議案第26号の主な質疑について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成は、世帯ごとに片道1,000円なのか、また接種会場から遠い方は1,000円では収まらないと思うが、公平性はとの質疑では、世帯で片道1,000円の券を使ってもらうこととなる。ワクチン接種会場は、集団接種会場の海上庁舎のほか、旭地域、飯岡地域、干潟地域ではバス接種も予定されている。個別接種では、市内8医療機関でも実施される。自宅から目的地までの距離に違いはあるが、おおむね市内各所でワクチン接種が実施されることから妥当と判断したとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で、議案第2号、議案第26号は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

令和5年6月27日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。6月定例会最終日、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会は、去る6月13日及び6月19日の本会議において本委員会に付託されました議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、専決処分の承認について、議案第28号、専決処分の承認について、議案第29号、専決処分の承認について、議案第30号、工事請負契約の締結についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため、執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号の主な質疑について申し上げます。

市内で電気自動車の急速充電設備の件数はとの質疑では、急速充電設備については、全出力50キロワットを超えるものが消防本部への届出の対象になっているが、現在、届出はない。50キロワット以下の充電設備について、インターネット等で調査すると、市内17か所に19基設置されているとの答弁がありました。

次に、議案第27号の主な質疑について申し上げます。

令和6年度から、森林環境税を1人1,000円納める場合、現状で賦課される金額は幾らかとの質疑では、令和5年度の市県民税の均等割を賦課した人数が3万3,219人であるので、今年ベースでいうと3,321万9,000円になるとの答弁がありました。

次に、議案第30号の主な質疑について申し上げます。

防災行政無線の改修工事について、電波状況が改善されること以外で、何か便利になるようなことはあるのかとの質疑では、文字放送が可能な戸別受信機について、聴覚が不自由な方々に配付を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和5年6月27日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 私は、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、反対の意思で討論をさせていただきます。

今回の補正予算案では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額分を活用した市独自の子育て支援策として、学校給食費の無償化や就学前児童を対象とした給付金事業が組み込まれているところですが、どちらについても、高校生が給付を受ける対象ではないことについて異議を申し上げたいと思います。

今回と同じ交付金を活用しての就学前児童応援臨時給付金の補正予算が、令和3年11月定例会においても専決処分で提出されておりました。その際も、高校生以上を対象とする給付は検討しなかったのか、委員会にて質疑させていただきましたが、対象を未就学児に絞った当時の理由として、新型コロナウイルスが流行する中で、慣れない感染対策や外出制限を強いられる大変な状況下にある未就学児の家庭へ絞った支援としているとの回答があり、そのときは理解をさせていただきました。

では、今回の交付金の目的は同じなのか。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することは前回と同じですが、そこから派生した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が今回活用されるわけであり、その名称のとおり、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援が主たる目的となっていますので、前回とはその点が大きく変わっています。

交付金の活用推奨事業メニューの一つとして、物価高騰に伴う子育て世帯支援があり、さらに一例として、小・中学校等の給食費の支援が例示されていたものかと思います。

そこで、子育て世帯支援とは、一体何歳まで子どもを育てることへの支援なのかということですが、子どもが自立するまで、せめて成人する年までの高校生世帯までをしっかりと視野に入れるべきだと考えます。議案質疑の際にも紹介したとおり、県内複数の自治体で、当該交付金を活用した、高校生を含む子どもを対象とした給付金の補正予算が組まれていますので、本市でも高校生を対象とすることも、もちろん不可能ではなかったはずです。それとも、結婚から出産、子育てまで切れ目のない子育て支援をと旭市の総合戦略でもうたっていますが、切れ目はなくとも、途中で終わるということなのでしょうか。

子育ては、年齢が上がれば上がるほど支出が増えることは、国の調査からも分かっているところであり、内閣府発表の子どものいる世帯の年齢別消費支出という統計調査において、食費だけ見ても、15歳から17歳世代は、ゼロ歳から2歳の子どもの1.6倍であることが分かります。議案質疑の答弁にもございました、高校生を育てる親のほうに年齢が上がるため、未就学児を持つ親よりも収入が高い世帯が多いと考えられるといったことは、会社勤めで親本人の年齢が上がれば、昇給等で収入が上がる傾向があることは十分考えられますが、昔ながらのずっとその会社に勤め続ける年功序列的な働き方は、自営業の場合や、ましてや現代の働き方も様々ある中で、決して多くは当てはまらないものだと考えられます。

未就学児へ3万円という金額も、保育園の副食費相当額ということですが、あまりに給食の保障にとらわれ過ぎて、物価高騰全体に対する影響が、狭い視野で検討されているように感じます。食事は給食だけではありませんし、物価高騰は食費以外にも大きな影響を与えています。高校生になれば、ただでさえ教育費がかさむ中で、食費だけでなく様々な生活費のボリュームが、皆大人同然となることは明らかであり、順調に収入が上がらない世帯については、なおのこと苦しいことは想像に難しくありません。子育て世代の中で、今回の物価高騰の一番のあおりを受けているのは、高校生のいる世帯だと考えても過言ではないはずです。

また、今回の補正予算書の中で気になる点はもう一つ、給食費の無償化については、既に第3子以降の無償化のために市が負担分としていた831万5,000円を、当該交付金が活用できるという理由で財政調整基金に戻し入れるということをしています。要は、当初出ると決まっていたお金が浮いたから貯金箱に戻すということだと思いますが、財源の確保も将来のために大変重要とは理解できますが、当初から出ると決まっていたのであれば、基金に戻すのではなく、自治体として住民のために最大限活用できなかったのか。例えば、その分を高校

生等へ給付対象を広げるために活用するといった方向へ考えることはできなかったのでしょうか。

本市在住の高校生ということであれば、長く本市で育ってきた可能性が高く、このまちでずっと育ってきて、次代を担う直前の世代に対し応援できないまちに、どうやって誇りを持ってもらえるのか疑問です。物価高騰により、誰もが大変な状況だからこそ、これからの旭市、この国を担っていく高校生に目を向けてほしかった、その一言に尽きます。

以上のことを踏まえて、今回の物価高騰に対応する交付金の活用方法に高校生が含まれないことに合理的な理由が見つからず、協議が足りなかったのではないかと考えます。もちろん、今回の学校給食費の無償化や非課税世帯への給付、そして就学前児童応援臨時給付金事業自体には、物価高騰に対する大変有効な支援だと考えます。実際に、既に報道を見た方からは、「給食費無償化になったらすごく助かる」「生活が厳しいから3万円もらえたらうれしい」、そんな声も届いています。

この議案に反対することは、給食費の無償化や子育て世帯への給付に反対することになるため、そういった声をいただいている方をはじめ、同じ年代の子どもを育てる子育て世代として、共感をいただき、ご支持いただいている方々を裏切ることになるのではないかと、そう頭をよぎらなかったといえましょうになります。しかしながら、私は、子育て当事者だからこそ、議員としてこの議場に立っている以上、本当に必要なところへ必要な支援が届いているのか、事業の中身を公平に丁寧に見ていかななくてはいけないという責任があります。そういった中で、今回の補正予算は、支援のきめ細やかさに欠けると判断しましたので、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（木内欽市） 以上で、議案第1号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号、議案第3号と議案第26号から議案第29号までの6議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第30号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。

令和5年、2023年第2回定例会に当たり、「議案第30号、工事請負契約の締結について

（防災行政無線改修工事）」の議決に反対の討論をいたします。

今回追加提案された議案第30号、防災行政無線の改修工事については、自宅の防災行政無線の音声が届けたりして、置く場所を変えたり、何とか聞こえるようになってきましたので、市役所の位置も変わったし、設置後15年以上たつので、改修は必要かなと思っていました。

19日の本会議での質疑では、どのような点が変わるのかと私の質問に対して、「電波の規格がT86からT115に変更される」との回答があり、他の議員の質問では、「公募型プロポーザル実施要項」の別紙「評価基準」では、1から7までの評価が何点であったのか聞かれたが、答弁を差し控えるとのことであった。合計点は、やっと140点に対し104.6点との答弁がありました。

22日の所管の常任委員会においては、文字放送の表示できる戸別受信機が設置されるとの回答が他の委員の質問で分かりました。私は、19日の本会議での質問の続きとして、評価基準の開示を求めました。休憩を取った後の回答では、7項目で104.6点で、6割以上の評価であれば可とするので、トータル104.6点は7割を超えているので、評価基準では合格との答弁がありました。この答弁を聞き、防災行政無線の改修の必要があることは分かっていたので、常任委員会においては採択に賛成しました。しかし、本会議最終日に本議案が採択されるに当たって、もう一度、プロポーザル方式や評価基準の評価の問題を検討する必要があると考えました。

そこで、私が本会議で質問したA R I B S T D-T115は、地方自治体の事業執行P C - 4 値F S K方式という方式なのです。つまりT86からT115に変わるという答弁がありましたが、これは本来は260メガサイクル帯で使用する通信システムです。それを60メガサイクルのままなのは不明ですが、これが第1の疑問でありました。

要求水準書というのがあります。これは私たちには公開されていませんけれども、この中では、議会で説明する事項がたくさんありました。例えば、文字表示戸別受信機は、2万2,000台の普通の戸別受信機に対して、100台のみで足りるというふうになっております。

このように、平成20年、21年に設置された防災行政無線機を、市庁舎が移動の機会に改修する必要を感じますがけれども、議会に対して本当に十分な説明をしていない。そして、電波の問題にしても、本当に説明があった内容なのかという、大変大きな疑問を持ちました。

60メガヘルツは、この表にありますけれども、ここです。ここは、テレビが変更したのと同じように、ここから防災行政無線は260メガヘルツに移行するというのが国の方針です。

ですから86から新しい番号になるということは、そういう移行をするのではないかという大きな問題も含んでいるわけです。そういうことを十分に説明しないまま提案してきたということに、大変私は怒りを感じまして、本会議での採択には反対することに決めました。

以上です。

○議長（木内欽市） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

それでは、議案第30号、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、防災行政無線改修工事、契約金額は10億7,800万円、現在の防災行政無線業務を担当している株式会社富士通ゼネラルが契約相手という契約案件です。

防災行政無線といえば、市民の安心と安全を守る、命と財産を守るという市の業務として、一番大切なところに直結したシステムです。12年前の東日本大震災では、津波からの避難を防災行政無線で最後まで呼びかけて、自らは犠牲となった職員もいらっしゃいました。その報道に涙された方も多いのではないでしょうか。その方の、そしてこの防災行政無線というシステムのおかげで、一体どれぐらいの命が救われたことでしょうか。それぐらい大切な防災行政無線です。私は、このシステムの更新自体に反対するものでは決してありません。

それでは、この議案に対しての反対の根拠を述べます。2点あります。

1点目、市の予定価格の積算方法です。

旭市の今回の防災行政無線の更新案件は、プロポーザル随意契約方式ですので、入札案件とは違いますが、市が予定価格を見積もって、それに応募するといった流れは同じです。私たち議員は、この契約に係る一切の業務が公平公正に行われて、納税者である市民の方々が不利益を被らないように、しっかりとチェックしなければならない大きな責任を担っております。

旭市が公募時に提示した予算は、3か年合計で12億9,601万7,000円、実際の契約金額は10億7,800万円。この市が提示した金額と実際の契約金額との差は2億1,801万円。市が2億1,801万円多く見積もっていたということです。前回の平成20年、15年前ですね、前回の契約のときは、市が見積もった金額が20億円で、実際の契約金額は9億円。半分以下の額で契約しております。前回ほどの乖離はないにしても、2億円超えの差の理由は一体何なのでしょうか。2億円もあれば、当初予算編成時に、ほかの事業、特に市長の公約の事業費の一部にでも充当できたはずですし、何よりこの予算、この予定価格の積算根拠が疑われます。

2 点目、市議会への情報開示のやり方です。

業者選定に当たっては、実施要項の中に評価基準というものを設けています。皆さんのお手元にも資料として行っております。もちろんのこと、この評価基準に基づいて、業者の出してきた提案を評価していくための、その基準です。基準は 7 項目にわたり、1 項目 20 点の配点で、140 点満点です。質疑の答弁で、契約相手の富士通ゼネラルの得点は、7 項目、合計点です、104.6 点であることが分かりましたが、1 項目めから 7 項目めまでの項目ごとの得点は、当局側は答弁を避けました。企業機密に当たるということなんですかね。

ただ、読んでいただくと分かるんですが、企業機密に当たるような内容は一つも書かれておりません。例えば、災害時の安定性とか、せいぜいそれぐらいのところですね。災害時の安定性、それで何点というふうになっているんですが、そもそも 20 点掛け 7 項目なのに、合計 104.6 点という、小数点以下があるというのが、ちょっと私は腑に落ちないところです。

また、委員会質疑で分かったことですが、最低得点が 60 点、合計得点 60 点あれば合格ということで、140 点満点で 60 点が合格点。これもその配点と合格得点に整合性がありません。普通、テストで 100 点満点テストだと、半分は取らなきゃいけないんじゃないかなというのが常識的な考えだと思うんですが、そうすると、この配点自体が、20 点配点が 7 項目というところ自体が、ちょっと整合性が見つかりません。

そして、何よりこの 104.6 点の内容、それぞれの配点が、実際に契約した相手の配点、これが分からないことには、私たち議員はどうやってこの契約案件を審議したらいいのでしょうか。この 104.6 点が、果たして市民の命を守るものなのか。先ほど言いました災害時の安定性とか、このあたりがどれぐらいの配点だったのか。例えば 7 項目の中で、104.6 点ということは、1 項目ゼロ点であっても、あと 104.6 点を満たすことはできるわけです。評価基準を開示されないままでは、全く私たち議員の責務を果たせる状況にはありません。

以上 2 点が今回の反対の根拠でございますが、ここで市政を担う自転車の両輪の片方である議会の在り方としてお手本にしたい事例が、先日、新聞記事に載っておりましたのでご紹介したいと思います。

大網白里市の庁舎整備改修工事の入札で、業者が調査基準価格と同額で落札し、工事請負の仮契約を結んでいたことで、市議会が契約関連議案を反対多数で否決しました。6 月 20 日のことです、先日ですね。大網白里市には、調査基準価格を下回る入札を対象に、入札額が適正かどうか調べる制度があります。ただ、今回は同額だったため、市は調べていなかったそうです。落札業者の入札価格は、調査基準価格と同じ 2 億 2,395 万円、税抜きです。税込

みに換算すると2億4,635万4,394円。大網白里市財政課によると、過去に入札価格が調査基準価格と一致した例はないということです。調査基準価格は、市が応札額の最低ラインとして設定した金額で、公表はしていません。ですから、2億4,635万4,394円と、一の位まで合致するのは、誰がどう考えても不自然としか言いようがありません。恣意的なものを感じるのとは当然ではないでしょうか。大網白里市議会では、宝くじの当せん確率より低いとか、事前に情報を漏らしたとしか考えられないなどと疑問の声が上がったそうです。

大網白里市は、1億円以上の公共工事の一般競争入札で、2009年度から低入札価格調査制度を導入して、契約予定価格の70から90%を調査基準価格とし、下回った応札額の業者に対して、契約どおりの工事が可能かどうか調査することになっています。人件費や材料費など、積算根拠の資料を提出させ、合理的な根拠がない場合は契約を取りやめることにしています。市の実施要綱では、調査基準価格を下回る価格で入札したものは、事情聴取などの調査に協力しなければならないと規定しています。しかし、今回のケースは、調査基準価格と同額、1円の位まで同額だったので、大網白里市財政課は、ルール上、落札業者への調査は必要ないし、市内部の聞き取り調査でも情報漏えいの確認はできなかったとして、5月18日に仮契約を結びました。そして、議会に上程されたこの契約案件を市議会は否決しました。

自転車の片輪としての役割は、時にブレーキをかけることも必要になるのです。市が出してきた議案には全てオーケー、それでは私たち議会、議員の役割は果たせません。

以上が私の反対討論です。良識ある議員の皆様のご見解を期待しております。

○議長（木内欽市） 以上で議案第30号について通告による討論は終わりました。

これより、議案第1号から議案第3号までと議案第26号から議案第30号までの8議案について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

議案第27号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

議案第28号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

議案第29号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

議案第30号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(木内欽市) 日程第3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇)

○文教福祉常任委員長(宮内 保) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月21日付託議案の審査終了後、審査を行いました。審査の中で、請願第1号、請願第2号については特に意見はなく、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和5年6月27日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

（発言する人なし）

○議長（木内欽市） 質疑はありません。

質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和5年旭市議会第2回定例会議事日程その3、本日6月27日火曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務

教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2024年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2024年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。

2、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。

5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7、Society5.0にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を順次議題といたします。

発議第1号、発議第2号について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(発言する人なし)

○議長(木内欽市) 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。お手元に配付しております議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程 議員派遣の件

○議長(木内欽市) 地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第 5 事務報告

○議長（木内欽市） 日程第 5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、金10万円を株式会社五十嵐商会様より、3月20日受納いたしました。

一つ、マスク 3 万枚を山中産業株式会社様より、5月8日受納いたしました。

一つ、豚肉273.5キログラムを旭市養豚推進協議会様より、5月19日受納いたしました。

一つ、ビデオカメラ 1 台を旭市危険物安全協会様より、6月16日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

◎日程第 6 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和 5 年旭市議会第 2 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 1 1 時 2 1 分